

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、3つの経営理念(わが社の事業原点:パレットを通じ人々の生活を便利にすること、わが社の目指す企業像:地球と人を尊重する会社、わが社の求める社員像:情熱あふれ常にチャレンジする人材)を掲げ、「社業を通じ社会に貢献すること」を社是としています。

当社は、この社是のもと、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化が経営の重要課題であると認識し、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を築き、透明性の高い効率的な経営に努め、グループ一体となって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】議決権の電子行使、招集通知の英訳

当社は議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳について、実施しておりません。今後は、株主構成を勘案し対応を検討してまいります。

【補充原則1-4】政策保有株式

当社は2017年11月の取締役会にて、純投資を目的として保有していた株式を売却することを決議し、2018年8月期中に実行致しました。その際売却を見送った政策保有株式については、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査できておりません。今後、便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、全体として政策保有株式を縮減していく方針です。

【補充原則4-1】最高経営責任者の後継者計画の策定・運用

当社は具体的な後継者計画を定めておりません。今後、後継者計画を策定・運用する場合には、取締役会が主体的に関与してまいります。

【補充原則4-8】中長期的な業績と連動する報酬制度

当社経営陣の報酬は、業績連動部分は賞与にて反映させておりますが、中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりません。今後、報酬全体の構成・割合等も含めて検討してまいります。

【補充原則4-8】筆頭独立社外取締役の決定による経営陣との連携に係る体制整備

当社は独立社外取締役2名を選任しており、少人数であることから「筆頭独立社外取締役」を定めておりません。経営陣との連携に支障はないと考えておりますが、今後の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10】独立社外役員が取締役の過半数に達していない場合の任意の委員会等の設置

当社は取締役8名のうち2名が独立社外取締役であり、取締役会の過半数に達していないため、2019年4月の取締役会で任意の指名・報酬委員会を設置することを決議いたしました。今後、指名・報酬委員会で具体的な議論を進めてまいります。

【補充原則4-11】取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、取締役会全体の実行性について分析・評価を行っていません。取締役会の機能を向上させるという観点から、今後評価方法も含めて検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】政策保有株式

当社は取引先との良好な取引関係の維持・強化を図るため、取引先の株式を保有しています。これまで、政策保有株式の保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査できておりませんでした。今後、便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、全体として政策保有株式を縮減していく方針です。

議決権行使にあたっては、投資先の中長期的な企業価値の向上に資するか、当社への影響などを総合的に判断し、各議案に対して個別に賛否を判断してまいります。

【原則1-7】関連当事者取引

当社では、「関連当事者取引管理規程」を定め、関連当事者取引をおこなう場合には、取締役会の承認を得ることとしています。取締役会の承認にあたっては、関連当事者取引の合理性(事業上の必要性)および取引条件の妥当性を検討し、必要に応じて外部専門家と協議の上、許否を決定しています。

【原則2-6】企業年金アセットオーナーとしての機能発揮

当社は、特定の企業年金基金に加入しておらず確定拠出年金制度を導入しており、アセットオーナーとしての機能を発揮する局面はありません。

【原則3-1】情報開示の充実

1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページ(<https://www.upr-net.co.jp/company/philosophy.html>)に、当社の経営理念等は記載しております。

2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役報酬については、各取締役の役位および貢献度・業績等を勘案し役員規程において、その支給基準を定めております。この方針に基づき、株主総会で定められた範囲内において、取締役会の委任に依り、代表取締役が決定しております。今後は、指名・報酬委員会からの提言に基づき、決定してまいります。

4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役会全体におけるバランスを考慮しながら、候補者の知識・見識・経験・実績などを鑑み、選任しております。監査役候補の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得ています。

5)取締役会が上記4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名理由については、株主総会招集通知に記載してまいります。

【補充原則4 - 1】 取締役会の委任の範囲

取締役会においては、決議する事項を法令および定款に定めるもののほか「取締役会規程」において決議・報告する事項を定めております。それ以外の事項は「決裁権限規程」に基づき社長以下に委任することで、業務の迅速化を図っております。

【補充原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を満たしており、実績・経験・見識等から当社取締役会においての建設的な意見を述べる事ができる人物を選定しております。

【補充原則4 - 11】 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任の方針・手続き

取締役会は当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現するため、取締役の選任については知識・経験・能力・見識等を考慮し多様性を確保しながら、全体としてバランス良く適正な人数で構成し、ガバナンスの高い体制を構築することとしております。

【補充原則4 - 11】 取締役・監査役の他の上場会社の兼務状況

取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4 - 11】 取締役会全体の実行性について分析・評価

当社は、取締役会全体の実行性について分析・評価を行っていません。取締役会の機能を向上させるという観点から、今後評価方法も含めて検討してまいります。

【4 - 14】 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な能力・知識・情報を取得できるよう、研修や勉強会等の必要な機会を提供することとしております。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

1)株主との対話

社長やIR担当部署を中心として、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。

2)社内部門の連携のための方策

社内にIR担当部署を設置しており、経営企画部門、財務部門、営業部門等と連携することで、適切な情報開示を行える体制としております。

3)個別面談以外の対話の手段の充実

株主総会での説明のほか、会社説明会を開催することで株主・投資家等との対話の充実を図ってまいります。

4)株主の意見・懸念の経営陣へのフィードバックの方策

株主・投資家から得られた意見や経営課題については、経営者を含む当社役職員に適切にフィードバックし、持続的な企業価値の向上に役立ててまいります。

5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話に際し重要な会社情報を適切に管理するとともに、公表前における内部の重要情報を第三者に提供した場合においては、他の投資家への公平な情報提供を行うことでインサイダー取引の未然防止を図ってまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
酒田 義矢	767,600	50.10
酒田 三男	160,000	10.44
酒田 加代子	64,000	4.18
酒田 健治	42,000	2.74
ユーピーアール従業員持株会	36,800	2.40
中村 康久	7,000	0.46
町田 敏明	4,000	0.26
大矢 隆司	2,000	0.13
高井 健介	1,000	0.07

支配株主(親会社を除く)の有無

酒田義矢、酒田三男

親会社の有無

なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については基本的に行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合には、少数株主保護の観点から、事前を取締役会において当該取引の事業上の必要性や合理性、一般の取引条件と比較した妥当性等を慎重に検討する予定です。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
有宗 政和	他の会社の出身者													
土田 亮	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有宗 政和			有宗政和氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
土田 亮			土田亮氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくため社外取締役として、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

#### 補足説明

(指名・報酬委員会)

当社は取締役8名のうち2名が独立社外取締役であり、取締役会の過半数に達していないため、任意の指名・報酬委員会を設置致しました。今後、取締役の指名・報酬などの特に重要な事項に関して、任意の指名・報酬委員会での議論を行ってまいります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、緊密な連携を保ち、積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、各監査の実効性を高め、監査品質の向上に努めております。また内部監査室、監査役については月次報告会・リスク管理委員会等の参加により継続的に情報を入手できる体制を整備しており、会計監査人については、取締役会等の議事録の閲覧等を通じて継続的に情報を入手するほか、各部門からも直接情報を入手する体制を整備しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
斎藤 安弘	他の会社の出身者													
松倉 稔	税理士													
鈴木 邦成	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 安弘			斎藤安弘氏は、企業の実務を歴任し物流に関する相当程度の知見を有しているとともに、上場会社での内部監査経験を有しており、社外監査役として客観的・中立的な立場からの監査を行っていただけると考えたため選任しております。
松倉 稔			松倉稔氏は、税理士としての高い専門性、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これに基づき、社外監査役として、客観的・中立的な立場からの監査を行っていただけると考えたため、社外監査役として選任しております。
鈴木 邦成			鈴木邦成氏は、生産計画や販売計画等の生産工学の研究者としての専門的知見と、大学教授としての経験を有しておりこれに基づき、社外監査役として、客観的・中立的な立場からの監査を行っていただけると考えたため、社外監査役として選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

#### 該当項目に関する補足説明

役員規程に基づき、当該年度の税引き前利益・営業利益の対予算達成度に応じて、報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、2018年11月22日開催の第40回定時株主総会において、取締役の報酬額は役員賞与を含め年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない)と決議いただいております。取締役の個別の報酬額については、取締役会で決議した「役員規程」をもとに取締役会から一任を受けた代表取締役が決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催前には、事務局である経営企画部から決議事項の議案について事前に資料を配布しております。また、取締役会と同日開催されず月次報告会にも出席していただくことで、各事業部長から直接説明を受けその場で質疑応答すること等により、理解の促進が可能な体制を構築しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
酒田 三男	名誉会長	会社運営全般にかかる助言・アドバイス	非常勤・報酬無	2016/10/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、監査役3名(うち社外監査役3名)が参加し、毎月1回、定時取締役会を、その他必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営執行及び監督の最高機関であり、取締役会では、重要事項の決議、業績の状況及び業務執行の状況等の報告がなされるとともに、代表取締役社長及び取締役の業務執行に関して監督がなされております。当社では、社外取締役2名(独立役員届出)を選任することで、会社の指揮命令系統から独立した立場からの公正な判断、経営上有益な助言や経営監督を行える体制の構築に努めております。

### (2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)によって構成され、毎月1回定時監査役会を、その他必要に応じて、適宜、臨時監査役会を開催しております。監査役会は、経営全般及び個別案件に関して公正不偏の立場で意見交換を行うとともに、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務の執行を監査しており、監査役会では、監査方針、監査計画、監査の方法等を決定するとともに、監査結果の報告内容について協議を行っております。当社では、社外監査役3名(独立役員届出)を選任することで、会社の利害関係から独立した立場からの経営上有益な助言や経営監督を行える体制の構築に努めております。

監査役は、定時・臨時取締役会への参加、計算書類等の記載事項等についての確認等を通じて、取締役の業務執行状況、内部統制の整備運用状況、財産管理状況等について監査を実施しております。

また、常勤監査役は、全社月次報告会、予算中計検討会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査するとともに、適宜、その状況を監査役会に報告しております。

### (3) 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、必要に応じ適宜相談を行い、適切な監査が実施されております

### (4) 内部監査

当社では代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、実務経験を積むことによって培われた専門的な知識を有する2名で構成され、組織の中で独立した立場で監査を実施しており、業務活動が法令・定款及び諸規程等に準拠し、かつ経営目的達成のため、合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、会計記録が会計に関する基準及び「経理規程」等などに準拠して正確に処理され、かつ各種資産の管理及び保全が適正に行われているかを監査しております。このような監査を通じて、不正・誤謬の防止、業務活動の改善・向上等を目的として、内部統制及びリスク管理体制等を監査しております。

### (5) 全社月次報告会

全社月次報告会は、代表取締役社長を議長とし、取締役・監査役(可能な限り社外取締役及び社外監査役を含む)、事業部門・管理部門の部門長で構成され、原則として毎月1回開催し、経営にかかる案件や月次の業績状況の報告を行う場としております。

### (6) 各種委員会、会議体の設置

その他、当社グループでは以下のような会議体、委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

#### (指名・報酬委員会)

当社は取締役8名のうち2名が独立社外取締役であり、取締役会の過半数に達していないため、任意の指名・報酬委員会を設置致しました。今後、取締役の指名・報酬などの特に重要な事項に関して、任意の指名・報酬委員会での議論を行ってまいります。

#### (リスク管理委員会)

当社は、当社グループのリスクマネジメントの基本的な考え方、活動の枠組み及びマネジメント体制を明確にし、会社全体及び個々の組織がリスクへ適正な対応を行い、当社グループの事業活動及び組織運営の発展と安定化をはかることを目的とした「リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの分析及び評価、リスクの対応方針の策定、リスクマネジメント体制の運用における定期的な確認を行うリスク管理委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役・監査役・内部監査室長によって構成され、原則として四半期に1回開催しております。

#### (予算・中計検討会)

予算・中計検討会は、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役・常勤監査役、事業部門・管理部門の部門長によって構成されております。会議での議論を通し各部門及び当社グループの中期経営計画及び予算を検討しております。

当社では、以上のような企業統治の体制を構築・維持することにより、コーポレート・ガバナンスに期待されている「適正かつ効率的な業務執行」と「適切な監督機能」を実現できるものと考えていることから、現在の体制を採用しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社制度を採用し、社外取締役2名、社外監査役3名を選任することで、透明性の高い経営体制の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実に力を入れております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ホームページにおいて招集通知を開示致します。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であることから、集中日に該当しないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	海外投資家や機関投資家の株主構成・議決権行使状況を勘案しながら、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主構成等を勘案し議決権電子行使のプラットフォームへの参加を今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳については、海外投資家等の株主構成を勘案し検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社のホームページ内にIRサイトを開設し、当該サイトで開示することを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施について今後検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を今後定期的に開催することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を勘案して検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIRサイトを設け、決算に関する情報、各種説明資料、適時開示情報などを掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部内に広報グループを設置しており、IR業務を行います。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是・経営理念のもと、行動指針(五ケンの戒め)を定めており、全ての役員・従業員が遵守していくと共に、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの皆様から信頼していただけるよう努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2007年より東南アジアで植林活動を年に一度継続して実施しております。地元貢献を含むCSR活動と環境保全活動は年1回発行する「CSR環境報告書」としてまとめ、ホームページに掲載し、冊子の配布も行っており、今後は当社のIRサイトにも開示を予定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを公表し株主をはじめとするステークホルダーへの適時適切な情報開示を行う方針としております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2017年8月25日開催の取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針の制定を決議しました。基本方針は以下の通りです。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)  
当社は、社是、経営理念、及び行動指針を、当社及び子会社の全ての役員・従業員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。  
総務人事部がコンプライアンスを担当し、当社及び子会社の全ての役員・従業員の法令遵守の取組を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定め、同部を中心にその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。  
内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。重要事項については、取締役会に報告する。  
法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)  
取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録・保存する。  
取締役及び監査役は、必要に応じ、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書等を閲覧できる。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)  
「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握、管理及び危機発生に備えた対応を行う。  
リスク管理委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行い、必要に応じて取締役会に対し、リスク管理に関する活動状況を報告し、提案を行う。  
重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とするリスク管理委員会を速やかに開催し、危機への対応と速やかな収束に向けて活動する。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)  
取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」を制定し、必要に応じ定期的な見直しを行う。  
取締役会は、「取締役会規程」に基づき月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- 5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)  
当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。  
内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、社長に報告する。  
「関係会社管理規程」を定め、一定の経営上の重要事項については機関決定前に当社の承認を求め、又は報告することを義務付けることとし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号)  
当社は、監査役を補助する従業員を配置していないが、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。  
監査役を補助すべき従業員の異動・評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。  
監査役を補助すべき従業員は、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- 7) 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号)  
当社及び子会社の役員・従業員は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。  
内部監査室は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果を、定期的に報告する。  
内部通報制度の担当部署である総務人事部は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に定期的に報告する。  
監査役への報告を理由として取締役及び従業員が不利な取扱いを受けないことを保障する。
- 8) 監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)  
監査役がその職務の執行について支出した費用の償還などの請求をしたときは、当該費用が監査役を補助する職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- 9) その他監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第7号)  
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握する為に取締役会等の会議に出席する。  
監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、営業所や子会社への往査を必要に応じ実施する。月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としております。

当社は、上記の考え方を実践するために、反社会的勢力対応マニュアルを制定し、その旨を役員および従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

## その他

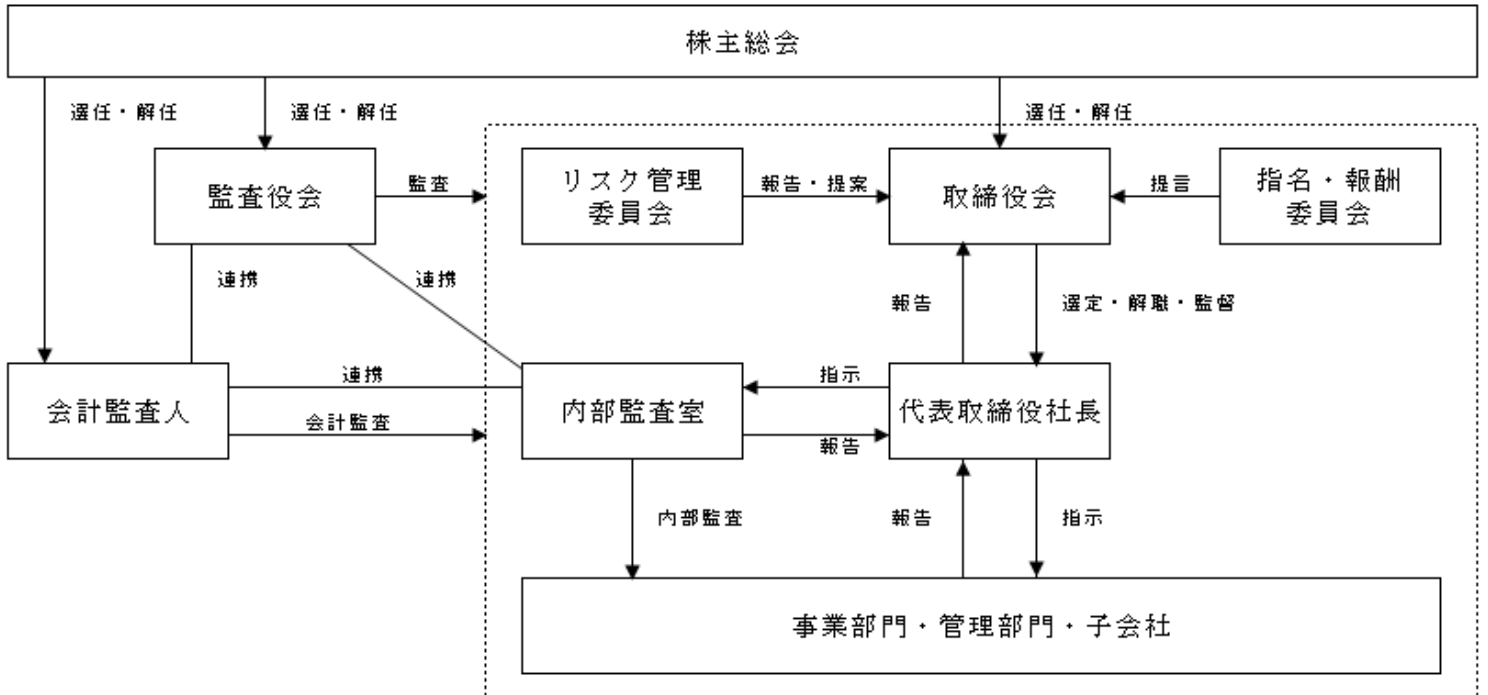
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

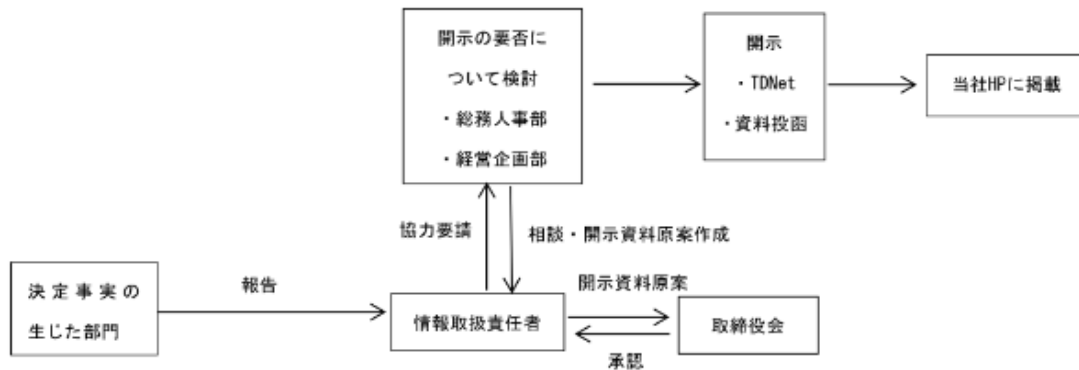
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



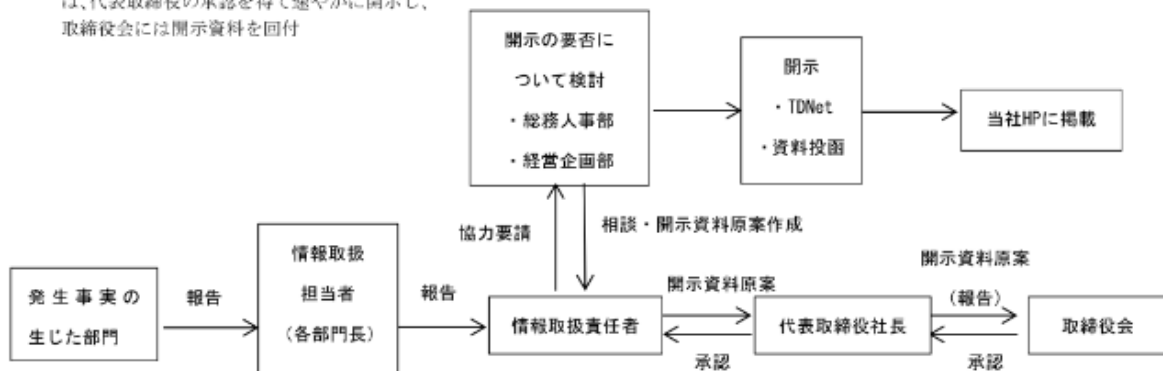
(1) 情報の適時開示業務フロー

① 決定事実に関する情報



② 発生事実に関する情報

※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付



③ 決算情報に関する情報

